

公共事業再評価調書(再々評価)

所管課： 道路街路課

1 事業概要	事業名：一般県道 保良上地線道路改築事業		前再評価年度：平成16年度	
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県		(H7~H19)
	事業箇所：宮古島市	根拠法令：道路法		事業期間：H7~H23
(整備目的)	総事業費(百万円)：(6,880) 7,432	費用内訳：補助 9/10		事業量：L=13.28Km W=12.0m
	一般県道保良上地線は、総合保養地域整備法に基づく「沖縄トロピカルリゾート構想」によって整備されるトライアスロンリゾート地区の各施設を有機的に結ぶ道路である。また、当該路線は断崖絶壁から白い砂浜まで変化に富む海岸線に沿っており、その眺めは魅力ある宮古島の優れた自然を体感する観光ルートを形成するものである。さらに、世界から参加者が集う全日本トライアスロン宮古島大会の自転車コースともなっている。 しかし、現道は幅員狭小・線形不良であることから、拡幅・線形改良を行い、宮古島の活性化を支援し、地域の経済発展に寄与するものである。			
1-2前再評価以降の計画変更	総事業費の増について、当初計画時より岩掘削が多かったため工事費の増となっている。事業期間の延伸については、共有地の未相続や相続人の所在不明などにより、契約を締結するのに時間を要していることや平成19年に発見された埋蔵文化財(宮国元島上方古墓群)の発掘調査に時間を要しているためである。			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他( )			
3 再評価に至った主な要因	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(埋蔵文化財との関係)			
(具体的理由)	共有地の未相続や相続人の所在不明などにより、契約を締結するのに時間を要している。 また、平成19年に発見された埋蔵文化財(宮国元島上方古墓群)の発掘調査に時間を要しているため。			
4 事業の進捗状況	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)
	計画	7,432	13.3	115.9
	実施済率	6,962 94%	12.7 95%	112.0 97%
(H21.3時点)				
4-2前再評価以降の主な進捗	工事については、L=1,300mの道路整備が進捗している。 用地については、8筆の用地買収が完了し、残り未買収用地は、4筆となっている。現在その4筆については、土地収用法に基づく取得の手続きを進めている。			
5 事業効果の評価指標	① 走行時間短縮	22,645	① 事業費	7,100
	② 走行経費低減	2,161	② 維持管理費	1,710
	③ 交通事故減少	597		
(検計年50年)	総便益	25,403	総費用	8,810
(基準年H21)	基準年換算(B)	10,800	基準年換算(C)	10,700
(単位:百万円)	費用便益比(B/C)= 10,800 / 10,700 = 1.0			
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済：平成17年10月には旧5市町村の合併により宮古島市が誕生した。平成20年3月に策定した宮古島市の第1次宮古島市総合計画の基本目標の中で「快適な暮らしを支える生活基盤の整った島(交通ネットワークの機能向上)」として位置づけされており、観光リゾート施設が多く立地する南岸地域を東西に結ぶ観光道路として、また地域間の連携に資する生活関連道路としての本路線の整備は重要である。 ② 地元・自治体：平成20年7月に、宮古島市から県道保良上地線の整備促進についての要請が出された。 ③ 利害関係者：未買収用地の4筆について、共有地の相続未登記や行方不明者等により権利者の確定が困難な状況であり、土地収用法に基づく取得の手続きを進めている。 また、平成19年に発見された埋蔵文化財は、記録保存のための発掘調査を行っている。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線の周辺には、観光関連の各種施設や分譲宅地等があり、それらを結ぶことは観光支援及び地域活性化を図るために有効である。また、当該路線の一部が通学路となっているために早期に整備する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： 当該路線は、用地取得率が97%に達し、整備率も現在94%で今年度末までにさらに260mを整備し、97%まで進捗するので、現計画の推進を図ることが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 整備済区間(12.7km)においては、リゾート施設・ゴルフ場やビーチ等の利用者や各観光施設へのアクセス道路として観光客等が通行している。また、全日本トライアスロン宮古島大会やツール・ド・宮古島大会等のコースとしても利用されている。さらに周辺農地の農業従事者の方々の利用もみられ、事業の効果がみられる。			
8 今後の対応	① 事業計画等：土地収用法に基づく裁決後、速やかに用地取得を行うとともに、埋蔵文化財の有無を確認し、埋蔵文化財が発見された場合には、記録保存のための発掘調査を実施し、予定の事業期間内での完了を目指す。 ② 対住民関係：共有地の4筆については、土地収用法に基づく取得の作業を進めている。 ③ 執行体制等：現在の体制で取り組む。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他	(前再評価での主な意見等) ・事業が進捗しているので、早く適正に終わらせてほしい。			

\* 1事業概要の上段( )は前再評価時点の計画